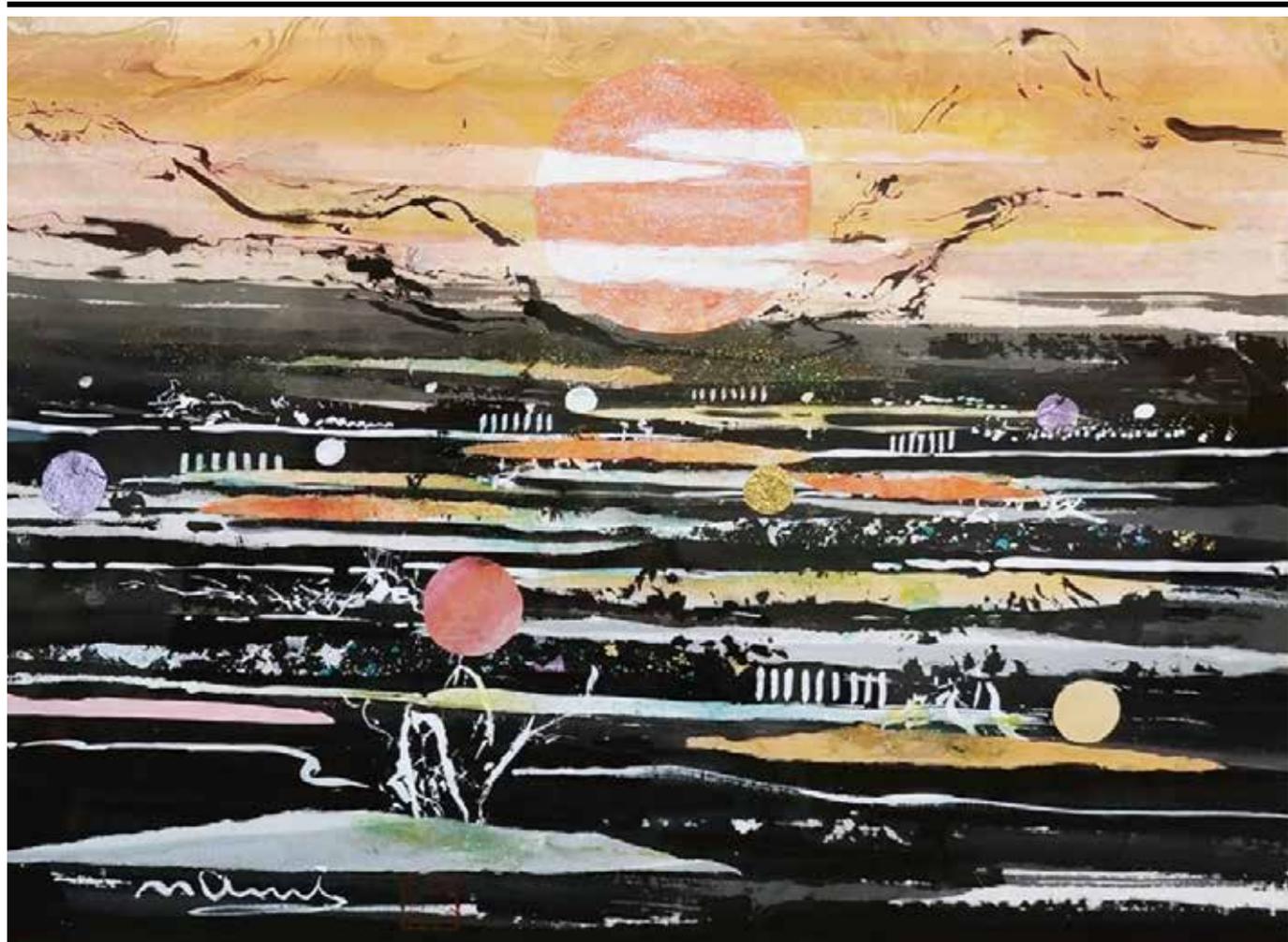




法人こおりやま

2020. 5

第503号



題名/田園に春の月(8号) 提供/大波 天久 JIAS日本国際美術家協会会員

[コピー・転載禁止]

～従業員向けの情報も満載です。 事業所内にて御回覧下さい～

インターネットセミナー

300タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

郡山法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.koriyama-hojinkai.or.jp>

無料

郡山法人会

検索

で検索いただけます

会員は専用IDとパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

ログインIDとパスワードを入力してログインしてください

ログインID

●●●●

パスワード

●●●●

ログイン

ID・パスワードは

会員ID: **1101** パスワード: **1005**

お問い合わせは郡山法人会事務局まで TEL:024-933-7777

目次

税務署ニュース

【新型コロナウイルス感染症関連】

納税を猶予する「特例制度」(案) …… 2

期限までに申告・納付が

難しい方は期限延長が可能です …… 4

税のミニ通信

研修の結果(法人税基本通達) …… 5

災い転じて福となすための
「経営者の思考術」 …… 6

トピックス …… 8

税務署ニュース

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞税なし

納税を猶予する「特例制度」(案)

※本特例の実施については、関係法案が国会で成立することが前提となります。 ※令和2年4月23日 財務省

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、国税の納付を猶予することができるようになります。
- 担保の提供は不要です。延滞税もかかりません。
(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす方(個人法人の別、規模は問わず)が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納税を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納税を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる国税

- ・ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等ほぼすべての税目(印紙で納めるもの等を除く)が対象になります。
- ・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の国税(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- ・ 関係法令の施行から2か月後、又は、納期限(申告納付期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・ 申請書(現在準備中)のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

※ 詳細については、決まり次第、順次、下記ページの情報を更新します。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html

お気軽にお電話でご相談ください。郡山税務署(徴収部門) 024-932-2154

Q 「事業等に係る収入」とは何ですか。

- ・ 「事業等に係る収入」とは、法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等）を指します。
- ・ 個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

Q 対象期間の損益が黒字の場合でも特例の利用はできますか。

- ・ 黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば特例を利用できます。

Q フリーランスも特例の対象になりますか。

- ・ フリーランスの方を含む事業所得者は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q パートやアルバイトの場合も特例の対象になりますか。

- ・ パートやアルバイトの方を含む給与所得者のうち、確定申告により納税をされる方は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q 白色申告の場合も特例の対象になりますか。

- ・ 白色申告の場合も、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

Q 「遡って特例を利用する」とはどういうことですか。

- ・ 例えば未納の国税について、延滞税がかかる他の猶予を受けている方は、特例に切り替えることにより、はじめから延滞税がないものとして猶予を受けることができます。（既に延滞税を納付済みの方は、その還付を受けることができます。）

Q 収入や現預金の状況が分かる書類とはどのようなものですか。

- ・ 例えば売上帳や現金出納帳、預金通帳のコピーなどが該当しますが、書類の提出が難しい場合には口頭により状況をおうかがいします。
- ・ また、例えば前年の月別収入が不明の場合には、以下のような方法により収入減少割合を判断することもできます。
 - 年間収入を按分した額（平均収入）と比較
 - 事業開始後1年を経過していない場合、令和2年1月までの任意の期間と比較

Q 収入が20%減少していない場合、猶予はできませんか。

- ・ 特例の要件を満たさない場合でも、他の猶予制度を利用できる場合があります（通常、年1.6%の延滞税がかかります）。詳しくは最寄りの税務署に御相談ください。

Q 猶予期間終了後は一括して納付しなければいけないのでしょうか。

- ・ 特例の適用期間が終了した後に、一般の猶予制度により分割納付をすることもできます。詳しくは最寄りの税務署に御相談ください。

* 地方税や社会保険料についても同様の特例が設けられます。
地方税については総務省のホームページを、社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれ御確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

税務署ニュース

新型コロナウイルス感染症の影響で

**期限までに申告・納付が難しい方は
簡易な手続で期限延長が可能です**
(法人・個人の全ての方が対象)**Q 申告・納付の期限が延長できるの？**

- 新型コロナウイルスの影響で、期限までに申告・納付等ができないやむを得ない理由がある場合、**柔軟に確定申告書を受け付けること**としています。

Q やむを得ない理由とは？

- 納税者や関与税理士が新型コロナウイルスに感染したケースに限らず、感染拡大防止の取組により外出自粛を行っているケースなどもやむを得ない理由に該当します。

Q いつまでに申請すればいいの？

- 申告・納付期限の前だけでなく、その**期限を過ぎた後でも申請を行うことが可能**です。

Q 申請の手続は？

- 申請する場合、必ずしも**申請書等を提出する必要はなく**、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を付記するか、e-Tax をご利用の方は所定の欄にその旨を入力していただくなど**簡易な手続で申請**できます。
- ご質問・ご不明な点は、最寄りの税務署にお問合せください。

新型コロナウイルス関連の
期限の個別延長に
ついてはこちら

令和元年台風第19号により申告・納付等の期限が延長されている地域の方は、引き続き期限が延長されております。

税のミニ通信

研修の成果(法人税基本通達)

昭和44年5月1日 直審(法)25(例規)で法人税基本通達が制定された。今から50年前である。制定に当たっては、従来の法人税に関する通達について全面的に検討を行ない、これを整備統合する一方、その内容面においては、通達の個々の規定が適正な企業会計慣行を尊重しつつ個別的事情に即した弾力的な課税処理を行うための基準となるよう配慮した…とある。

具体的には①従来の法人税通達の規定のうち法令の解釈上必要性が少ないと認められる留意的規定を積極的に削除し、また、適正な企業会計慣行が成熟していると認められる事項については、企業経理にゆだねることとして規定化を差し控えることとした。

②規定の内容についても、個々の事案に妥当する弾力的運用を期するため、一義的な規定の仕方ができないようなケースについては、「～のような」、「たとえば」等の表現によって具体的な事項や事例を例示するにとどめ、また「相当部分」、「おおむね…%」等の表現を用い機械的平板的な処理にならないよう配慮した。

したがって、この通達の具体的な運用に当たっては、法令の規定の趣旨、制度の背景のみならず条理、社会通念をも勘案しつつ、個々の具体的事案に妥当する処理を図るように努められたい。いやしくも、通達の規定中の部分的字句について形式的解釈に固執し、全体の趣旨から逸脱した運用を行なったり、通達中に例示がないとか通達に規定されていないとかの理由だけで法令の規定の趣旨や社会通念等に即しない解釈におちいたりすることのないよう留意されたい…とある。

現在、税理士には年間36時間の研修を受講することが義務づけられており、これは過日受講した法人税の研修の時に講師の先生が普段はみることがないだろうからといって最後に話したことである。“したがって”以降は一度よく読んでみるようにいわれたので後日、研修資料を再読したとき“条理”とは何かという疑問をもった。広辞苑によると①物事の道理。すじみち。②自然を支配する対立物統一の法則性。三浦梅園が主唱とある。この時40年前、東京で受講した時の研修の疑問の1つが蘇り解決した。それは国税庁の大幹部が講話のなかで三浦梅園の「理屈と道理の弁」という話しをし、①親が羊を盗んだ。訴える…これが理屈だ。②親が羊を盗んだ。訴えない…これが道理だと説明した。この時は何を言っているのか、三浦梅園とはどういう人物なのか全く理解出来なかったが今なら理解できる。ちなみに三浦梅園は豊後(大分)の人で、江戸時代に地動説を主張した、日本で最初の自然哲学者といわれ「悪貨は良貨を駆逐する」とグレシャムが唱えた法則も告げている。当時の学者がほとんど影響を受けていた儒教に対しても根本的な疑問をもっていたという。梅園は「豊後の三賢」と呼ばれ18世紀に活躍した学者であり教育者で今から230年前の寛政元(1789)年に亡くなった。

法人税法は現行税制のなかで根幹をなす税法の1つで適正・公平な課税を実現するためには、経済社会の情勢の変化に対応していかなければならないことは御承知のとおりです。

これにともない法人税基本通達もこの50年、改正、追加が幾度となくありました。しかし規定の趣旨は変わっていないと思っています。

元号も平成から令和に変わり、台風19号、コロナウイルス等で税務の世界も混乱していますが、新しい世になってもどうぞこれまで以上に“よきタックス・ペイヤー”でありますことを願っています。



東北税理士会郡山支部
税理士 山内 賢二

株式会社リーダーラボ代表取締役 大野敬浩

災い転じて福となす 経営者の思考術



コロナなんかには負けない

本来なら、2020年は東京オリンピックが開催され、消費税増税で落ち込んだ経済を立て直す年であったと思います。

しかしながら、新型コロナウイルスによって、経済は停滞を余儀なくされ、壊滅的な影響を受けた業種もあります。まずはウイルス感染拡大が終息し、通常の経済活動が行える日を待ち望むとともに、生き残ることを最優先に行動しなければなりません。

例えば、この30年ほどの間に、バブルの崩壊、リーマンショック、そして東日本大震災など多くのトラブルに遭遇しました。私たちは、何年かに一度悲惨な状況を経験してきているわけ

です。今回の苦難も、これを遅く乗り越えるときともに、その後は、この経験から得た気づきを経営に生かすべきです。

皆様にも、「何が起こっても良いように、財務基盤を強固なものにしておかなければならない」、「新規事業に取り組んで、複数の事業体を構築するべきだ」、「普段から社員とのコミュニケーションを密にして、いざという時には協力体制を敷ける組織にするべきだ」等の気づきがあったのではないですか？

これらは、つまり「会社を変える」ことに他なりません。しかし、誰でも会社を変

えられるかというと、そうではありません。

そこには、会社を変えられるリーダーと、変えられないリーダーが存在します。そこで、会社を変え、「災

い転じて福となす」ための3つのポイントを紹介します。



ありたい会社の姿を空想しよう

ご自身の会社が「あんなに素晴らしいな」、「こうなりたいな」と考えることがありますよね。

クライアントとの何気ない会話の中にも、このような願望をよく聞くことがあります。でも、明文化した訳ではないので、頭に浮かんだこ

とも、さっと消えていきませんか？

「災い転じて福となす」ためには、ありたい会社の姿を描くことが、その第一歩です。しかし、難しく考える必要はありません。空想で良いのです。

空飛ぶ鳥を見て、「飛んでみたいな」と思えたからこそ、航空機が開発されたのです。夜間に月を見て、「月に行ってみたいな」と思ったからこそ、宇宙船が開発されたのです。

こんな時にお勧めなのが、モアオアレスと呼ばれるフレームワーク（思考の枠組み）です。

モアには「もっとあったらいいな」、「さらに増えたらいいな」と思うものを列記します。

「優良な顧客」や「モチベーションの高い社員」、また「安定した収益基盤のための新規事業」などが挙げられるでしょう。

一方のレスには「もっと減ったら良いのに」、ある

いは「なくならないかな？」と思えるものを列記していきます。

現状に囚われずに、様々な列記したものを眺めてみると、御社が目指すべき姿がボヤッと見えてきます。

本来に必要なものを選択したり、文章化したり、あるいは、挙げられた項目をまとめて目指すべき経営ビジョンとして掲げてみるのも良いでしょう。

モアオアレス (more or less)	
more (もっと欲しい)	less (もういらない)

「ザ・ファシリテーター」森時彦著 ダイアモンド社P166を編集

なお、私は主要な社員の皆様にも小さな付箋を配り、モア5枚、レス5枚などと、枚数を決めて書いてきてもらうのも良いと思っております。

これをベースに、将来目指すべき姿を議論するだけでも、現状打破への第一歩が踏み出せるのではないのでしょうか。

思考を変え、失敗を許容しよう

折角あるべき姿を描いたのならば、その姿に向かいたいものです。

つまり、描いた姿と現状とのギャップを埋めるべきです。

ところが、そのうち、目の前にはいつもの仕事が行々生まれてきます。

もちろん、目の前の仕事をしなければ食べていきませんから、仕事は当然にするわけですが、日常の仕事だけに追われ、改革的な活動をしなければ、また理想の姿には近づけなくなりま

す。

そして、日常業務の中でも、常に問題は発生します。

この時、問題解決の技法をご存じの方なら、どこで問題が発生しているのだろうか？《問題発生地点の特定》

なぜ問題が起こるのだろうか？《真因の分析…なぜなぜ分析》↓原因を取り除く方法を考えよう！《対策の立案》の流れで問題を解決していくことでしょうか。

誰も問題を起こして失敗したくないですから、このような思考をするのは当然のことです。

しかし、思考回路がいつもこのフローになってしま

うのは、怖いところです。なぜかと言うと、このフローは会社を理想の姿に近づけるための思考としては、不向きだからです。

つまり、《問題発生地点の特定》↓《真因の分析…なぜなぜ分析》と考えたところ

でどこかに問題が眠っているわけではないので、いくら「なぜなぜ」と考え

ても答えの出しようがないのです。

どこかに問題があるのでではなく、目指すべき姿を掲げて自分で大きな問題を作り出しているのだ、ということ

を認識する必要があります。

会社を理想の姿に変えるためには、ビジョンを立案したら、問題を見つけるのではなく、「この方法で近づけないかな？」と、いきなり《対策の立案》を考え

てやってみることで、やってダメだったら、別の方法を考えて何度も試してみるので

いつも思考だと失敗を怖がってしまうのですが、会社の姿を変えるためのチャレンジには、失敗がつき

ものですから、失敗を笑い飛ばすくらいでないといけ

ないと思います。日常業務の中で発生する問題解決の思考と、あるべき姿を実現するための思考

を区別できれば、ビジョンの実現に近づいていくこと

が可能になることでしよう。

何事も前向きに考えましょう

会社を理想の姿に変えるには、ビジョンの立案や、

ビジョンを実現するための対策立案といった知的な能力も

さることながら、やりきるための心をキープしておくことも、また重要

です。大きな苦難があっても、大会社には体力があります。それに比べたら、中堅・

中小企業は量的にあるいは質的にも、経営体力は劣るの

かもしれません。もしかしたら、苦境の最中に会社の中を見渡すと、

自社の弱みだけが目に映るかもしれません。しかし、これまで

も何十年とビジネスをやってきた会社には、絶対に「強み」と呼べるものが存在して

いるはず。 「強み」もなしに、何十年もこの世に生き残ってい

られるほど、経営は甘い世界ではありません。

業歴が短い方もおられるでしょう。

まだ始めたばかりで、「強み」らしきことを認識できない

かもしれないませんが、よく考えてみれば、業を始め

ようと一歩外に踏み出した努力や

勇気、そして持てる体力やバイタリティー等を持つ

創業者自身が、何物にも代えがたい会社の「強み」

であるはず。要は、ものは考えよう

なのです。今この瞬間も、ネットやテレビの情報を得て、政府

や政治家の無為無策をただ嘆いているだけなら、将来

に活かせるものは何もないでしょう。経営者や幹部・リーダー

の方々が、この時間をどうとらえ、どう行動したかが、

将来を決定づけることは間違

いありません。将来、2020年

を振り返った時、災い転じて、こんなに強い会社になったね！と語り合いたいものです

ね。



事務局より

平素は、当会運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染拡大の伴う外出自粛や、経済活動の縮小、停滞により各方面に多大な影響が出ており、皆さまにおかれましては、大変ご苦労されていることと存じます。

そのような中、当会においても3月の経営塾を延期、4月に入り決算申告税務研修会、女性部会、各支部役員会などを中止しており、どうしても開催しなければならない会議は、出来る限り少人数での開催に努め、参加される方の健康面・安全面に配慮した形で一部実施をしております。

また、当会ホームページでは、税務情報、労務関係、新型コロナウイルス感染に関する支援情報を掲載しておりますので、ご覧いただきお役立ていただければと思います。

今後の郡山法人会主催事業について、通常総会は大幅に縮小して実施し、その他の事業は延期または中止といたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

このような状況が長引くことも予測されておりますが、一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と地域経済活動が循環されることをご祈念申し上げます。

新型コロナウイルス中小企業に関連する施策等リンク集 >>>

【リンク先URL】

<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/links/covid19-links.html>



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は

昭和46年に発足し、

会員のみなさまと共に歩んでまいりました。

これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



大同生命保険株式会社

郡山支社/福島県郡山市中町1-22
TEL 024-922-0860



AIG損害保険株式会社

郡山支店/福島県郡山市虎丸町24-8
(富士火災郡山ビル3F) TEL 024-933-6211



電子申告で効率UP!!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する
申告や納税、申請・届出などの
手続がインターネットで
行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の
申告をするとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索